

令和8年度 川浚え残土集積場使用申請書兼許可書

令和8年 月 日

単位水利名（掛・小股）：

代表者氏名：

住所：善通寺市 町

連絡先：（自宅電話）

（携帯電話）

1 単位水利名	
2 川浚え場所	善通寺市 町 付近
3 搬入集積場 (搬入先に✓をして下さい。)	<input type="checkbox"/> 1号地 (原田町(有)アート建設工業資材置場) <input type="checkbox"/> 2号地 (与北町買田池太陽光発電所北側付近) <input type="checkbox"/> 3号地 (原田町道池南側) <input type="checkbox"/> 4号地 (吉原町十五丁採石場進入路隣接地) <input type="checkbox"/> 5号地 雑草置場 (与北町買田池太陽光発電所南側付近) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> ②と⑤は昨年までと場所が逆です。 </div>
4 搬入車両	軽トラ・軽ダンプ等 (台) 2tダンプ (台) 4tダンプ (台) その他
6 <u>注意事項</u> (1) <u>搬入時間は、原則として午前8時から午前12時までとする。</u> (2) 残土集積場への搬入車両は、単位水利（掛・小股）で手配する。 (3) 1号地から3号地までの残土は、 <u>管理人の指示に従うこと。</u> (4) <u>残土以外は搬入しないこと。(草、木、空きビン、空き缶、ビニール等)</u> ※ <u>残土以外にゴミ類が混ざっていると、処分先の受け入れが困難になるため、可能な範囲で分別していただくよう、皆様のご協力をよろしく申し上げます。</u> ○平日：善通寺市土地改良区 63-6345 (午前8時30分から午後5時まで) ○土日祝：善通寺市役所 62-2121	

- ◎ 川浚え残土集積場使用申請書兼許可書は、作業中携帯しておいて下さい。
 複数の車両を使用する水利は、許可書をコピーして、携帯していただいてもかまいません。

善通寺市土地改良区受付